

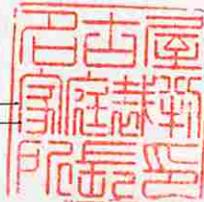


名家裁總第 631 号

令和元年 5 月 7 日

山 中 理 司 様

名古屋家庭裁判所長 鹿 野 伸 二



司法行政文書不開示通知書

平成 31 年 3 月 13 日付け（同月 14 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

名古屋家裁の男性判事（55歳）が、平成30年中に、反天皇制をうたう団体の集会に複数回参加し、譲位や皇室行事に批判的な言動を繰り返していたことに関する作成し、又は取得した文書（産経新聞等からの取材に対応した際の文書を含む。）

2 開示しないこととした理由

1 の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）及び公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（同条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）総務課文書係 電話 052（223）0995